

## 第9回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月20日(火) 午前10時00分から午前11時58分
  2. 開催場所 壬生町役場 第3会議室
  3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 3番 早乙女 誠  
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
  4. 参集推進委員 2人  
戸崎浅一推進委員、伊藤博推進委員
  5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会議書記の指名  
第3 会務報告について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について  
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
報告第1号 非農地証明願いの件について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について  
その他
  6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 小谷野紀雄、主幹兼農地調整係長 赤羽根和男、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
  7. 会議の概要
- 議長 ただ今から、平成29年度第9回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議長 それでは、6番 清水利通 委員、7番 大久保幸雄 委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤羽根主幹と岡局長補佐を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

- 事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

2月19日(月)、下都賀地方農業委員会会長及び職員事務研究会合同研修会が、下都賀庁舎会議室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、事務局から私が出席いたしました。

研修会では、栃木県農業振興公社の窪田次長から、農地中間管理事業についての仕組みや特徴、また、中間管理事業を活用した農地の集積状況などについて、説明を受けました。

同じく2月19日(月)、壬生町農業再生協議会総会が、JAしもつけ壬生地区営農経済センター会議室において開催され、梁島源智会長、篠原正明農業委員、清水利通農業委員が出席されました。

同じく2月19日(月)、認定農業者との意見交換会が、役場正庁において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理はじめ農業委員9名、青木幸一推進委員長はじめ、推進委員13名が出席され、認定農業者協議会からは荒川一範会長、落合義治顧問はじめ12名、また、町農政担当部署からは、出井経済部長はじめ4名、事務局からは私と、赤羽根主幹、岡局長補佐が出席いたしました。

2月21日(水)、第4回壬生町庁舎建設委員会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席されました。

3月7日(水)、壬生町農業振興地域整備促進協議会が、役場ひばり館C会議室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理が出席されました。

3月12日(月)、新規就農認定審査会が、役場第3会議室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、清水利通農業委員、事務局から私と赤羽根主幹が出席いたしました。

なお、議案第5号にあった新規就農認定申請の件については、本日申請の取下げが出されましたので、議案を審議しないことにいたします。

3月15日(木)、農地法5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第2会議室及び現地において開催され、刀川正己農業委員、早乙女誠農業委員、篠原正明農業委員、事務局から私と赤羽根主幹が出席いたしました。以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

なお、本案件には、早乙女誠委員が譲受人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは改めて、事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

2月5日(月)締切の段階で、農地法第3条の規定による許可申請は7件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人\_\_\_\_\_氏(六美南部)、譲受人\_\_\_\_\_氏(六美南部)

土地の表示 大字壬生丁 田 1筆 1,887㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第2項：譲渡人\_\_\_\_\_氏(松原)、譲受人\_\_\_\_\_氏(六美南部)

土地の表示 大字壬生丁 畑 合計9筆 5,015㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第3項：譲渡人\_\_\_\_\_氏(通町)、譲受人\_\_\_\_\_氏(下表町)

土地の表示 大字壬生乙 畑 1筆 588㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第4項：譲渡人\_\_\_\_\_子氏(上表町)、譲受人\_\_\_\_\_氏(中表町)

土地の表示 表町 畑 1筆 198㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働5人

第5項：譲渡人\_\_\_\_\_氏(東京都)、譲受人\_\_\_\_\_氏(助谷原)

土地の表示 大字助谷 田 1筆 1,295㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働5人

第6項：譲渡人\_\_\_\_\_氏(台坪)、譲受人 医療法人\_\_\_\_\_ 理事長

\_\_\_\_\_氏（宇都宮市）

土地の表示 大字上稲葉 田 2筆 1,490㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第7項：譲渡人\_\_\_\_\_氏（台坪）、譲受人 医療法人\_\_\_\_\_ 理事長  
\_\_\_\_\_氏（宇都宮市）

土地の表示 大字藤井 畑 1筆 809㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第8項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏（本郷）、譲受人\_\_\_\_\_氏（本郷）

土地の表示 大字上稲葉 田 4筆 合計3,945㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

なお、第1項から第8項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。

詳細は議案書のとおりです。以上、説明とさせていただきます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。

去る3月17日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と戸崎浅一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋公一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。

去る3月17日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と戸崎浅一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。  
それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第3項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 6番 清水利通 委員

- 6番 清水利通 委員  
農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。  
去る3月15日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と石井隆二推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。  
それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第4項案件を議題といたします。  
なお、本案件は早乙女誠委員が譲受人となっておりますので、ここで早乙女誠委員に退席をお願いします。

(早乙女誠委員 退席)

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。

去る3月15日に借人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と石井隆二推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。

早乙女誠委員は、席にお戻りください。

(早乙女誠委員 着席)

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

○9番 中川久枝 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第5項案件について、ご報告いたします。

去る3月15日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と糸川喜幸推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続いて、第6項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議長 3番 早乙女誠 委員
- 3番 早乙女誠 委員  
農地法第3条の規定による許可申請の第6項案件についてご報告いたします。  
去る3月12日に譲渡人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 5番 大橋幸子 委員  
譲受人の医療法人はどんな法人なのか。
- 事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）  
宇都宮市陽南に事務所があり、介護老人施設の運営などを行っている法人で、通所者のリハビリ利用を目的に農地を取得するものです。
- 2番 刀川正己 委員  
法人が農地として利用するのか。
- 事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）  
農作業を通じたりハビリを行うようです。
- 議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続いて、第7項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議長 3番 早乙女誠 委員
- 3番 早乙女誠 委員  
農地法第3条の規定による許可申請の第7項案件についてご報告いたします。  
去る3月12日に譲渡人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員  
旧\_\_\_\_\_の住宅周辺だと思われるが、住宅も関連があるのか。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）  
住宅も含め同法人の所有となっており、今回の農地は住宅の周辺に位置しています。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第8項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員（現地調査の結果並びに補足説明）  
農地法第3条の規定による許可申請の第8項案件についてご報告いたします。  
本案件については、昨年11月8日に私と伊藤博推進委員で現地調査し、11月の総会で許可になった後、譲渡人である\_\_\_\_\_氏が11月27日に死亡したことから、相続した\_\_\_\_\_氏を譲渡人として許可を取り直すことになったものであります。  
譲受人は前回と同じ、外山吉男氏であるため、問題はないものと思います。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

2月5日(月)締切の段階で、農地法第5条の規定による許可申請は4件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏(田向稻荷内)、\_\_\_\_\_氏(田向稻荷内)他2名  
賃借人(有)\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_氏(宇都宮市)  
土地の表示 大字藤井 畑 2筆 合計3,451㎡  
園芸用土採取のための賃借権設定1年

第2項：貸人 \_\_\_\_\_氏(旭町)  
借人 \_\_\_\_\_氏(壬生町)  
土地の表示 大字藤井 畑 1筆 452㎡  
専用住宅敷地のための使用賃借権設定1年

第3項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏(六美町)  
譲受人(株)\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_氏(東京都)  
土地の表示 大字壬生丁 畑 2筆 合計2,344㎡  
太陽光発電設備敷地のための所有権移転

第4項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏(上田1)他4名  
賃借人 \_\_\_\_\_氏(栃木市)  
土地の表示 大字上田 畑 2筆 合計2,975.53㎡  
園芸用土採取のための賃借権設定1年

第5項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏(鹿沼市)  
賃借人(有)\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_氏(鹿沼市)  
土地の表示 大字上田 畑 3筆 合計2,215㎡  
園芸用土採取のための賃借権設定1年

第6項：賃貸人 \_\_\_\_\_氏(壬生町)  
賃借人 \_\_\_\_\_氏(鹿沼市)  
土地の表示 大字助谷 畑 1筆 3,667㎡  
園芸用土採取のための賃借権設定1年

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る3月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、3月15日(木)に私と早乙女誠職務代理、篠原正明委員、小谷野紀雄事務局長、赤羽根和男主幹の5名で調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

この1年で園芸用土採取の転用が何件あったのか、件数を聞きたい。また、鹿沼市では、条例化して規制していると聞いたが、どんな条例なのか参考に資料が欲しい。

○議長 来月の総会で用意したい。

- 7番 大久保幸雄 委員  
赤玉土・鹿沼土採取と園芸用土採取との表記の違いは何か。園芸用土で申請すれば黒土まで採取できるのか。
- 事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）  
申請書の記載に合わせて表記している。採取後農地に復元することが条件となるので黒土の採取はできない。
- 8番 大橋好一 委員  
農地復元後、耕作放棄地にならないよう耕作状況を調査するべきだと思います。
- 議長 今後皆さんで協議したいと思います。他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （全員挙手）
- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、3月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会での意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- 議長 続いて第2項案件について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 2番 刀川正己 委員  
次に第2項案件についてご報告します。  
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農地の広がり10ヘクタール以上の第1種農地に該当しますが、分家住宅敷地を目的としたものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- （質問意見なし）
- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （全員挙手）
- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- 議長 続いて、議案第2号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- 2番 刀川正己 委員  
次に第3項案件についてご報告します。  
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農地の広がりがなく、農業公共

投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当し、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第5項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査

委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

採取場所が2カ所に分かれているが、1つの許可申請で問題ないのか。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

至近距離であれば同一事業として扱う旨の県指導もあり、同一事業として扱える範囲内です。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第6項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

次に第6項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、3月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会での意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

3月5日（月）締切の段階で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件については1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：貸貸人 \_\_\_\_\_氏（福和田）、\_\_\_\_\_氏ほか2名（福和田）  
賃借人（有）\_\_\_\_\_開発 取締役 \_\_\_\_\_氏（栃木市）

土地の表示 大字福和田 田 6筆 合計8, 220. 02㎡

当初、平成29年5月1日付、壬農委指令第5-51号で園芸用土の採取に伴う許可により、園芸用土を採取しておりましたが、期間内に埋戻し工事が完了しない見込となったことから、平成31年4月30日まで期間を延長するものです。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る3月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ3月15日（木）に同じメンバーで調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、園芸用土の掘削が予定どおり進まず、当初の許可期間内では埋戻しが完了しない見込となったことから、1年間の期間延長をするものであり、事業計画変更承認基準に該当するため、現地調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

神社やゴミ置き場の近くで危険なので、2月に事務局に相談して早急な埋め戻しを要望しましたが、これから1年もかかってしまうのか。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

大橋委員から話があった後、業者に確認したが、その時点で掘削は終了していたが、埋戻しの県許可を取るために期間の延長が必要とのことであった。通常2～3千㎡であれば2～3ヵ月で埋戻しできるが、8千㎡を超えているため相当の期間が必要と思われる。また、防護柵も一部壊れていたもので修理を依頼しました。

○1番 琴寄成人 委員

1年で埋戻しまで完了できる面積の範囲内で許可をするべきだと思います。

○2番 刀川正己 委員

一部計画より深く掘削してある状況で、嚴重注意のうえ何かペナルティを課した方がよいと思う。

○7番 大久保幸雄 委員

転用の許可は最長何年取れるのか。

○事務局長

1年ごとの延長で最大3年間取れます。

○6番 清水利通 委員

許可期間内で完了するのが基本であり、行程や埋戻し用土の確保状況などをきちんと

確認する必要がある。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

許可書を交付する際、厳重に注意するようにします。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細・新規の使用貸借権分に、早乙女誠委員が受け人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。

それでは改めまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細毎にご説明いたします。

新規の賃借権分については、5件、合計26筆、面積合計33,848.00㎡

新規の使用貸借権分については、6件、合計7筆、面積合計17,875.00㎡

再設定の賃借権分については、4件、合計14筆、面積合計16,788.30㎡

所有権移転分については、5件、合計17筆、面積合計19,605.00㎡

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、早乙女誠委員が受け人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠委員が受け人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠委員が受け人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、早乙女誠委員に退席をお願いします。

（早乙女誠委員 退席）

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、早乙女誠委員が受け人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠委員が受け人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠委員が受け人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。早乙女誠委員は、席にお戻りください。

(早乙女誠委員 着席)

- 議長 次に、報告事項に入ります。  
日程第7の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

- 事務局長  
報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の16ページの1件がございました。内容については、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

- 議長 3番 早乙女誠 委員  
第1項案件について、去る1月22日に、私と石井隆二推進委員で現地調査をしてまいりました。  
願い出のとおり、現地は山林化しており農地復元が困難であることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

- 議長 次に、日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

- 事務局長  
報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の17ページから18ページの5件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の権利取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

- 議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの4件がございました。内容については記載のとおり、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「農地利用の最適化の推進に関する指針」について説明願います。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

法改正に伴い、農地等の利用の最適化推進が必須業務となり、担い手への農地集積や遊休農地解消、担い手の育成・確保に関して、今後目指すべき指針を策定することが必要となりました。

指針の概要は、

①遊休農地対策については、現状25haを平成35年に10haに削減していく。

②担い手への農地集積率については、現状38%を平成35年に80%に高めていく。

③担い手の育成・確保については、新規就農者を現状4経営体から平成35年に40経営体まで増加させる。などといった具体的な数値目標を案として掲げました。

また、指針の内容については、3年ごとに見直しをすることにいたしました。

詳細については別紙資料のとおりであり、内容等についてご意見があれば事務局までお寄せください。それらを取りまとめ4月総会で正式なものを配布したいと考えています。

○議長 この件についてご意見があれば提出願います。

○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

#### 【事務局・・・事務連絡】

- 1 認定農業者との意見交換会決算報告について
- 2 平成30年度全国情報会議について
- 3 平成30年度総会等の予定について
- 4 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度第9回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時58分閉会】

議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_